

資料の補足説明

送付資料の「社会教育基本計画 2023 に基づく令和 4 年度実行計画（案）」と「令和 4 年度社会教育分野主要事業（案）」についての補足説明です。

（１）社会教育基本計画 2023 に基づく令和 4 年度実行計画（案）について

「社会教育基本計画 2023」は、「鈴鹿市総合計画 2023」の後期基本計画との整合を図り、今後の社会教育行政の計画的な振興に向け、基本的な方向性や、その実現のための、具体的な施策を体系的に示したものです。

4 つの基本目標は変わりませんが、それに基づく実行計画の内容については、年度ごとに見直すため、今回お諮りいたします。

取組内容について、大きな変更点はありませんが、いくつか文言の修正があります。

まず、実行計画の「1 自ら学び、広げる生涯学習活動の推進」の（１）の②の文言ですが、以前は「新成人で構成する実行委員会の主体的な運営による成人式を開催し」とあったものを「20 歳で構成する実行委員会の主体的な運営による二十歳のつどいを開催し」と変更しました。

これは、令和 4（2022）年 4 月 1 日に、民法の一部を改正する法律の施行により、平成 16（2004）年 4 月 2 日生まれの以降の方は 18 歳の誕生日に新成人となるのですが、鈴鹿市では継続して 20 歳を対象に成人式を二十歳のつどいとして実施していくことに伴う変更です。

次に「4 住民主体の地域づくりの推進」の（１）の文言ですが、以前は「公民館などの学習内容を充実し」とあったものを「公民館などで行っている学習活動の内容を充実し」と変更いたしました。また、「②地域活性化を図る学習活動を推進する中で」とある「地域活性化」の前の「公民館での」の文字を削除いたしました。また、「③公民館の施設を効率的に運営し」とある「公民館」の後の「など」の文字を削除いたしました。

なお、それぞれの実行計画で指標と目標値を設定していますが、これは、総合計画の後期基本計画と同じものです。

また、現状値が令和 2 年度の実績となっていますが、これは、現在年度途中であり、令和 3 年度の実績がまだ出ていないためです。令和 3 年度実績が出ましたら現状値を修正し、報告させていただきます。

（２）令和 4 年度社会教育分野主要事業（案）について

現在、新年度予算要求段階であり、内容については変更になる場合もあります。